

公 示 日 : 2022 年 6 月 15 日(水)

調達管理番号 : 22a00284

国 名 : トルコ

担 当 部 署 : ガバナンス・平和構築部 平和構築室

調 達 件 名 : トルコ国心理社会的ウェルビーイング促進を通じた社会統合プロジェクト基本計画策定調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業 務 の 種 類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 7 月下旬から 2022 年 9 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.70、国内 0.50、合計 1.20
- (3) 業務日数 : 準備期間 5 日 現地業務期間 21 日 整理期間 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2022 年 6 月 29 日(水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2022 年 7 月 12 日(火) までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

トルコ国（以下、トルコ）は隣国のシリアの内戦の影響で世界最大の難民受け入れ国として 370 万人に及ぶ難民を受け入れている¹。シリアでは、2011 年の内戦勃発以降未だ情勢の安定化の見通しが立たないまま、数十万人の死者及び行方不明者²と約 550 万人以上³の難民、約 610 万人⁴の国内避難民が発生している。シリア難民の最大の受け入れ国であるトルコでは、難民の 9 割以上が都市部や郊外に密集して居住し、帰還の目途が立たずに滞在が長期化している。これまでトルコ政府は、一時保護対象者であるシリア人に対して、寛大な政策のもと、一定の法的保護と権利を保障し、困窮者への生活支援や医療や小中学教育の無償提供、社会福祉サービスなど様々な支援を行ってき

¹ 2021年12月現在

² 2019年国際NGO、2021年国連

³ 2020年国連

⁴ 2019年国連

ている。しかしながら、難民を受け入れている自治体の負担は多大なものになっていることに加えて、近年の経済不況及び高失業率、COVID-19等の社会不安に対する不満の表れ等として、シリア人を含めて滞在が長期化する難民に対するトルコ人一般の見方が厳しくなっている。そのため、難民受け入れを行っている自治体への財政的、社会的負担の緩和、また難民とホスト・コミュニティ間の緊張緩和と共生に向けた工夫が喫緊の課題となっている。かかる状況の中、各国ドナーや国連・NGOなどによる支援は人道支援から開発支援へとシフトしており、持続的な開発の視点からシリア難民の自立や地方自治体のインフラ整備支援等、地域全体のレジリエンスを高め社会的結束を促進する事業を実施している。

JICAは「トルコ国シリア難民支援に係る情報収集・確認調査（2016年度）」を実施し、脆弱な立場にあるトルコ人やシリア難民の支援ニーズを確認するとともに、シリア難民を含む脆弱な人々に社会サービス全般を提供する家族・労働・社会サービス省（以下「家族省」）の能力強化を行う技術協力支援の可能性について調査した。その結果、家族省が取り組むべき課題として、①トルコ政府やNGOなどが行う社会サービスへのアクセス向上、②脆弱な人々への心理社会的ケアの質向上、③地域コミュニティにおけるシリア難民の社会統合の促進、④脆弱な人々の経済的自立支援の強化、が確認された。この4つの課題に関して日本政府に要請された新規技術協力プロジェクトのうち、特に優先度が高い「心理社会的ケアの質向上」と「社会的結束の促進」に関して、トルコ・シリア双方の住民の具体的なニーズを明らかにすることを目的とした、「トルコ国シリア難民向け社会サービスにかかる情報収集・確認調査」が2017年度～2018年度に実施された。その調査期間中にケースマネジメントと社会統合にかかるマニュアルの草案が策定され、家族省から心理社会支援の専門家による事業の実施が要請されたものの、省庁再編等により家族省の方針が変わり要請は取り下げられた。その後、社会統合に向けた認知向上などを戦略に掲げて、難民も含む国内の青少年を対象とした多様な活動を実施する青年スポーツ省（以下「青年省」）より、紛争経験や長期化する難民生活等による不安定な経済状況による心理的影響が、難民の孤立や非適応行動に繋がるリスクがあり、脆弱な若者に対する不十分な心理社会的ケアが社会的結束に影響を与えることがあげられるとして、心理社会ケア並びに社会結束促進のための活動を実施する同省並びに傘下のユースセンターの能力向上に係る協力の要請があった。

本プロジェクトは、モデル・ユースセンターで実施するパイロットプロジェクトを通じて、ユースセンター関係者の心理社会的支援に関する知識と能力の向上、センター利用者である難民及びホストコミュニティの脆弱

な若者に対する効果的な心理社会ケアの実施、またユースセンターを窓口として心理社会的支援を必要とする難民コミュニティ等の住民にアウトリーチし、彼らを適切に支援につなげることを目的としている。加えて、ユースセンターで実施されている各種青少年活動の立案・実施・モニタリング等の実施体制の強化による、各活動の社会的結束推進における有効性の向上と上記パイロットプロジェクトを通じた青年省職員の能力強化、及び青年省全体で実施する心理社会的支援の組織的な強化も目指している。

なお、本プロジェクトは詳細計画策定フェーズと本体活動実施フェーズの2段階に分けて実施することを想定している。今回の基本計画策定調査は、青年に対する心理社会的支援の強化並びに難民とホストコミュニティの信頼醸成に係る効果的なアプローチの方法を、トルコの現状を踏まえて先方関係機関や他ドナーとの協議により検討し、先方政府と基本的な協力の枠組みを合意することを目的としている。なお、心理社会的支援の技術的な面については、本プロジェクトと同様にシリア難民を含めた心理社会支援の改善を目指してヨルダンに派遣中の専門家等の技術的助言を得て調査を進める予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下(7.(2)ア)～キ)及び評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性)にもとづく調査を行う。現地調査では、首都アンカラのほか、特に特に難民の多い地域(調整中)へも渡航し調査を行う。また、本業務従事者は、報告書(案)全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2022年7月下旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② トルコ側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票(案)との取り纏めに協力する。作成した質問項目(案)は、現地派遣前にJICAに提出すること。

- ③ 他団員と協力の上、プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2022年8月上旬～2022年8月下旬)

- ① JICAトルコ事務所等との打合せに参加する。
- ② トルコ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) トルコ政府の難民政策全般
 - ウ) 青年スポーツ省の政策、関連規定、予算規模、内訳並びに配賦の仕組み、社会心理分野の専門家等の所掌業務を含む人員体制、地方局並びにユースセンターとの役割・権限分担、連絡調整・指揮命令体制、関連各組織及び省庁との関係
 - エ) トルコ国内の心理社会支援の関連法規、関係機関、標準的な支援の実施体制、課題等
 - オ) 難民が多く居住する地域における、ユースセンターの実施体制、利用状況、提供プログラム、情報機器等のインフラ設置状況、予算、実施事業の現実と課題等
 - カ) 上記地域の心理社会的課題を中心とした難民コミュニティの状況、保健施設／心理社会支援施設等の利用並びにユースセンターとの連携状況、ホスト・コミュニティ住民との関係
 - キ) 本プロジェクトに関する他援助機関 (UNICEF、GIZ、NGO等) の活動動向、課題等
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案 (プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録 (R/D : Record of Discussions) を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D (案) (英文) 及び協議議事録 (M/M : Minutes of Meetings) (案) (英文) の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAトルコ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2022年8月下旬～9月上旬)

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析などから、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 担当分野にかかる基本計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2022年9月2日(金)までに提出。

次の①～②を電子データにて提出すること。

- ① 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る基本計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月)」の「Ⅹ. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒イスタンブール⇒アンカラ⇒日本を標準とします。
また、アンカラ⇒南東部県⇒アンカラの国内線も計上して下さい(県は未定ですが、シャンルウルファ GAP 空港を想定して計上下さい)

2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2022年8月1日～8月21日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 10 日先行して現地調査の開始を予定しています。なお、トルコでは入国時の隔離期間はありません。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 心理社会的支援 1 (調整中。JICA が別途業務を委嘱する有識者)
- エ) 心理社会的支援 2 (調整中。JICA が別途業務を委嘱する有識者)
- オ) 心理社会的支援 3 (調整中。JICA 専門家)
- カ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA トルコ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳手配：英語⇄トルコ語通訳を手配します。
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。また、国内移動に係る航空券の手配等の手配は受注者に行っていただきます。

2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・トルコ国 シリア難民向け社会サービスに係る情報収集・確認調査
ファイナルレポート (2019)

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12331716.pdf>

- ・プロジェクト研究「シリア周辺国における難民危機に関する研究」
最終報告書

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12300919.pdf>

② 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部 平和構築室から配付しますので、gpgpb@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ Pilot Project for strengthening Social services for Syrian under
Temporary Protection in Turley (2017) 他 関係報告書

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022年4月1日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA トルコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、

具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

- ⑥ 本業務はアンカラ県及び特に難民の多い地域で実施予定（調整中）です。現地調査に当たっては、各地域の治安情勢・政治情勢を十分に確認したうえで調査計画を立案して下さい。また、現地作業期間中は JICA 安全管理措置を遵守するとともに、JICA 安全管理部及び JICA トルコ事務所の指示に従って下さい。、現地の最新の治安状況については、JICA トルコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に南東部地域にて調査を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意ください。

以上